## 随意契約(相手方指定)調書

件 名	荒川東公園広場改修工事	5100168
工(納)期	令和5年3月3日	
契約締結日	令和4年12月22日	
契約金額	2,040,500円(消費税込み)	

綜合造園株式会社	
228)	

契約審査委員会資料経理課契約係R4.12.22

## 業者選定理由書

件名	荒川東公園広場改修工事
指名業者(案)	名 称 綜合造園株式会社 所在地 荒川区西日暮里二丁目 4 0 番 1 4 号メゾンアンフィニ 代表者 代表取締役 平松 健一
特命理由	本件は、荒川東公園内のゴムチップ舗装が経年劣化により著しく損傷しているため、改修を行う工事である。 本件に対応する申請業種「一般土木工事」に登録のある区内業者を対象とした制限付き一般競争入札を実施したところ、入札参加業者2社のうち、1社が辞退し、1社が不参加のため不調となった。 上記業者は、予定価格内で履行が可能であるにも関わらず、入札締切時間の誤認により応札を失念したことから、仕様及び予定価格の見直しは行わず、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)